

(3) 財務内容等に関する書類の作成・公開の推進（附属明細書の作成・公開規定の整備）

特別民間法人等が担っている事務・事業は、行政の機能を代行・補完する側面や、公共的・公益的な性格を有しており、国民経済や国民生活との関連も深いものとなっている。また、特別民間法人等の事務・事業の活動に要する資金が、事務・事業の対価である手数料等として受益者（一般の国民）の負担により賄われることになっているものも少なくなく、ほとんどの法人が法人税の一部減免措置の対象とされ、一部の法人では固定資産税についても減税措置の対象とされているほか、国からの補助金等が投入されているものもみられる。このため、特別民間法人等の活動に対する国民の理解を確保する観点からも、各法人の事業活動の状況、財政状態及び経営成績について、国及び国以外の利害関係者のみならず、広く国民一般に明らかにしておくことが重要である。

官民を問わず、特別民間法人等の事業活動の状況や財政状態・経営成績を広く一般に明らかにするための方法としては、財務内容等に関する書類の公開が一般的である。公共部門においても、これまでも、特殊法人のディスクロージャーの推進の取組、独立行政法人制度の設計、公益法人改革などにおいて、財務内容等に関する書類の作成・公開が進められてきたところである。

特別民間法人指導監督基準及び特別法人指導監督基準においても、情報公開に関する事項が示されており、事業報告書、貸借対照表、損益計算書などの財務内容等に関する書類の活用が所与のものとなっている。

また、各法人が準拠している会計基準についても、ほとんどの法人が、企業会計基準、公益法人会計基準又は特殊法人等会計処理基準のいずれかによっており、このような状況から、財務内容等に関する書類の作成・公開についての一応の共通基盤は整っていると考えられる。

特別民間法人等のうち、銀行等と同等の金融機関として規制を受ける農林中央金庫並びに株式会社として会社法の規制を受ける東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社及び大阪中小企業投資育成株式会社を除く 45 法人について財務内容等に関する書類の作成・公開の状況についてみると、次のとおり、附属明細書の作成・公開状況が他の財務内容等に関する書類に比べ著しく低調となっている（図表Ⅱ－2－10 及び図表Ⅱ－2－11 参照）。

- ① 事業報告書については、45 法人全てが作成し、公開している。
- ② 貸借対照表については、45 法人全てが作成し、そのうち 44 法人（97.8%）が公開している。
- ③ 損益計算書若しくは正味財産増減計算書又は収支計算書については、45 法人全てが作成し、公開している。
- ④ 附属明細書については、45 法人のうち 30 法人（66.7%）が作成し、25 法人（55.6%）が公開している。

また、これらの書類の作成・公開に係る規律について、特別民間法人等の設立根拠法を始め

とする各法人の業務運営等のルールを定めた法令や定款等の内部規程の整備状況についてみると、次のとおり、附属明細書の作成・公開に係る規定の整備状況が他の財務内容等に関する書類に比べ著しく低調となっており、このことが附属明細書の作成・公開状況が著しく低調となっている原因であると推察される（図表Ⅱ－２－12 及び図表Ⅱ－２－13 参照）。

- ① 事業報告書については、45 法人のうち、41 法人（91.1%）が作成の根拠規定を有し、32 法人（71.1%）が公開の根拠規定を有している。
- ② 貸借対照表については、45 法人のうち、43 法人（95.6%）が作成の根拠規定を有し、33 法人（73.3%）が公開の根拠規定を有している。
- ③ 損益計算書若しくは正味財産増減計算書又は収支計算書については、45 法人のうち、43 法人（95.6%）が作成の根拠規定を有し、32 法人（71.1%）が公開の根拠規定を有している。
- ④ 附属明細書（財務諸表の注記等をもって同明細書に代えている 8 法人を除く。）については、37 法人のうち、17 法人（45.9%）が作成の根拠規定を有し、公開の根拠規定を有しているのは 11 法人（29.7%）となっている。

さらに、附属明細書の作成・公開はしていないが、財務諸表の注記等をもって附属明細書に代えている 8 法人（日本行政書士会連合会、日本司法書士会連合会、日本弁理士会、全国農業協同組合中央会、日本商工会議所、船員災害防止協会、日本証券業協会、日本商品先物取引協会）について、各法人の準拠している公益法人会計基準等を参考にしつつ記載されている情報を確認したところ、全ての法人において附属明細書に求められている貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足説明する重要な事項が記載されていた。また、この 8 法人のうち、財務諸表の注記等と一体的に構成されている貸借対照表及び正味財産増減計算書のほか事業報告書についても、組合員、債権者等に限定することなく公開する規定を整備しているものが 1 法人（日本商工会議所）みられた。

一方で、設立根拠法に財務諸表とともに附属明細書の備置き・閲覧が規定されているほか、省令に附属明細書の記載事項が規定されているにもかかわらず（図表Ⅱ－２－14 及び図表Ⅱ－２－15 参照）、これまで附属明細書の作成・備置き・閲覧をしてこなかったものが 1 法人（全国社会保険労務士会連合会）がみられた。

もとより、ほとんどの法人が準拠している企業会計基準、公益法人会計基準及び特殊法人等会計処理基準のいずれにおいても、附属明細書は、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の内容を補足説明し、これらと一体性を有する書類として考えられており（注）、各法人の形態や事業の特性にかかわらず、特別民間法人等全てに共通的に作成が求められているものと考えられる。また、これらの会計基準に準拠する各法人を規律するための関係法令等（民間部門でいえば会社法や金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の体系、公的部門でいえば、個々の特殊法人の設立根拠法など）において、他の財務内容等に関する書類と並んで附属明細

書の作成・公開が義務付けられているのが一般的であるが（図表Ⅱ－２－16 参照）、特別民間法人等については、財務内容等に関する書類の作成・公開に関する規定の整備が遅れている状況がみられた。

（注）法人ごとの附属明細書の公開及び内容に関する法令上の規定については、図表Ⅱ－２－14 及び図表Ⅱ－２－15 を参照。

以上のとおり、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の内容を明瞭に補足説明し、かつ、これらと一体性を有する書類として、各会計基準においても共通的にその作成が予定されたものである附属明細書を作成・公開することは、行政の機能を代行・補完する側面や、公共的・公益的な性格を有し、国民経済や国民生活と深い関連を有している特別民間法人等の活動に対する国民的的確な理解を確保する観点からも極めて有益である。

【所見】

したがって、所管府省は、特別民間法人等の事業活動の状況、財政状態及び経営成績を、広く国民一般に明らかにし、法人の活動に対する国民的的確な理解を確保する観点から、附属明細書の作成・公開（当該書類の公開は、少なくとも主たる事務所に備置き、組合員・債権者等に限定することなく一般の閲覧に供すること。）等に関し、現在の各法人の実施状況に応じて、それぞれ以下の措置を講ずる必要がある。

① 財務諸表の注記等をもって実質附属明細書に代えているが、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の全て又は一部の書類について一般国民への公開に関する規定が整備されていない法人に対して、財務諸表の注記等と一体的に構成されている貸借対照表及び正味財産増減計算書のほか事業報告書について、法人運営の基盤整備を図ることで法人のガバナンスを強化し、法人自らの事務処理実施の継続性を担保する観点から、これらの書類の一般国民への公開に関する規定を法令上義務付けるか、又は当該法人の定款等の内部規程において整備するよう指導すること。

（金融庁（日本証券業協会）、総務省（日本行政書士会連合会）、法務省（日本司法書士会連合会）、厚生労働省・国土交通省（船員災害防止協会）、農林水産省（全国農業協同組合中央会）、農林水産省・経済産業省（日本商品先物取引協会）、経済産業省（日本弁理士会））

② 法令又は当該法人の定款等の内部規程において、附属明細書の作成及び公開について規定されていない法人に対して、法人運営の基盤整備を図ることで法人のガバナンスを強化し、法人自らの事務処理実施の継続性を担保する観点から、附属明細書の作成及び公開を行うことを法令上義務付けるか、又は当該法人の定款等の内部規程において規定するよう指導すること。

（警察庁（自動車安全運転センター）、金融庁（日本貸金業協会、損害保険料率算出機構）、総務省（日本消防検定協会、危険物保安技術協会、消防団員等公務災害補償等共済基金）、法務省（日本土地家屋調査士会連合会）、厚生労働省（建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害

防止協会、中央労働災害防止協会、石炭鉱業年金基金、中央職業能力開発協会、健康保険組合連合会、国民年金基金連合会)、農林水産省(漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国土地改良事業団体連合会、全国食肉業務用卸協同組合連合会)、経済産業省(高压ガス保安協会、日本電気計器検定所、全国中小企業団体中央会、全国石油商業組合連合会、原子力発電環境整備機構)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構、日本水先人会連合会))

- ③ 上記②の措置に伴い、当該法人の他の財務内容等に関する書類の作成及び公開に係る規定の整備水準が劣後することとなる場合には、それらの財務内容等に関する書類の作成及び公開に係る規律が同等の水準となるよう措置すること。

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(損害保険料率算出機構)、総務省(日本消防検定協会、危険物保安技術協会)、法務省(日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、中央労働災害防止協会、中央職業能力開発協会、健康保険組合連合会、国民年金基金連合会)、農林水産省(漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国食肉業務用卸協同組合連合会)、経済産業省(高压ガス保安協会、全国中小企業団体中央会、全国石油商業組合連合会)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構))

- ④ 作成及び公開する附属明細書には、各法人がそれぞれ準拠している企業会計基準、公益法人会計基準、特殊法人等会計処理基準等に記載されている事項を記載するよう指導すること。なお、当該法人の財務及び会計に関する省令等を適用している、又は法人の特性に応じた会計基準に準拠しており、これら省令等に附属明細書に表示する事項が明示されていない3法人(健康保険組合連合会、国民年金基金連合会、全国石油商業組合連合会)に対しては、他の会計基準を参酌して、各法人の貸借対照表及び損益計算書又は正味財産増減計算書の内容を明瞭に補足説明する事項を記載するよう指導すること。また、国から国庫補助金等の交付を受けている場合には、その明細を附属明細書に表示するよう指導すること(既に国庫補助金等の明細を表示することとされている特殊法人等会計処理基準に準拠している場合は除く。)

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(損害保険料率算出機構)、総務省(危険物保安技術協会、消防団員等公務災害補償等共済基金)、法務省(日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、中央労働災害防止協会、全国社会保険労務士会連合会、企業年金連合会、中央職業能力開発協会、健康保険組合連合会)、農林水産省(漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会、全国農業会議所、全国土地改良事業団体連合会、全国食肉業務用卸協同組合連合会)、経済産業省(高压ガス保安協会、日本電気計器検定所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国石油商業組合連合会)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構))

- ⑤ 法令に規定された附属明細書の作成等をしてこなかった全国社会保険労務士会連合会に関して、上記④の措置を講ずるとともに当該法人に対して、早急に法令を遵守するよう指導すること。(厚生労働省)

図表Ⅱ-2-10 事業報告書等(附属明細書を除く)に関する作成・公開状況(平成25年1月末時点)

区分	旧形態	所管府省	法人名	会計基準	公開(インターネット)		
					事業報告書	貸借対照表	損益計算書・ 収支計算書・ 正味財産増減計算書
検査・検定 (6)	特殊法人	総務省	日本消防検定協会	企業	◎	◎	◎
	認可法人	総務省	危険物保安技術協会	企業	◎	◎	◎
	特殊法人	経済産業省	高圧ガス保安協会	企業	◎	◎	◎
	特殊法人	経済産業省	日本電気計器検定所	特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	国土交通省	軽自動車検査協会	企業	◎	◎	◎
災害防止 (6)	認可法人	国土交通省	日本小型船舶検査機構	企業	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	建設業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	林業・木材製造業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	◎
士業団体 (8)	認可法人	厚生労働省	鉱業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	中央労働災害防止協会	企業	◎	◎	◎
	認可法人	金融庁	日本公認会計士協会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	総務省	日本行政書士会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	法務省	日本司法書士会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	法務省	日本土地家屋調査士会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	財務省	日本税理士会連合会	公益法人	◎	◎	◎
年金・保険・共済 (5)	認可法人	厚生労働省	全国社会保険労務士会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	経済産業省	日本弁理士会	公益法人	◎	◎	◎
	-	国土交通省	日本水先人会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	特殊法人	総務省	消防団員等公務災害補償等共済基金	企業、特殊法人	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	企業年金連合会	企業	◎	◎	◎
事業者団体 (5)	認可法人	厚生労働省	石炭鉱業年金基金	企業	◎	◎	◎
	認可法人	農林水産省	漁船保険中央会	企業、その他	◎	◎	◎
	認可法人	農林水産省	全国漁業共済組合連合会	企業	◎	◎	◎
	認可法人	農林水産省	全国農業会議所	企業	◎	◎	◎
	認可法人	農林水産省	全国農業協同組合中央会	公益法人	◎	△	◎
その他 (3)	認可法人	経済産業省	日本商工会議所	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	経済産業省	全国商工会連合会	公益法人	◎	◎	◎
	認可法人	経済産業省	全国中小企業団体中央会	企業	◎	◎	◎
	認可法人	警察庁	自動車安全運転センター	企業	◎	◎	◎
災害防止 (1)	特殊法人	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金	企業	◎	◎	◎
	認可法人	厚生労働省	中央職業能力開発協会	公益法人、企業	◎	◎	◎
年金・保険・共済 (3)	特別法人	厚生労働省	船員災害防止協会	公益法人	◎	◎	◎
	特別法人	金融庁	生命保険契約者保護機構	預金保険機構	◎	◎	◎
	特別法人	厚生労働省	健康保険組合連合会	規約等	◎	◎	◎
事業者団体 (6)	特別法人	厚生労働省	国民年金基金連合会	省令	◎	◎	◎
	特別法人	金融庁	日本証券業協会	公益法人	◎	◎	◎
	特別法人	金融庁	日本貸金業協会	公益法人	◎	◎	◎
	特別法人	農林水産省	全国土地改良事業団体連合会	公益法人	○	◎	◎
	特別法人	農林水産省	全国食肉業務用卸協同組合連合会	企業	◎	◎	◎
	特別法人	農林水産省	日本商品先物取引協会	公益法人	◎	◎	◎
その他 (2)	特別法人	経済産業省	全国石油商業組合連合会	中小企業等	◎	◎	◎
	特別法人	金融庁	損害保険料率算出機構	公益法人、企業	◎	◎	◎
	特別法人	経済産業省	原子力発電環境整備機構	特殊法人	◎	◎	◎
事業報告書等を作成している法人数					45	45	45
事業報告書等を公開している法人数					45	44	45

(注)1 当省の調査結果による。

2 ◎は、事業報告書等について、作成・公開している法人を表示している。

3 ○は、事業報告書について、中間報告が公開されている法人を表示している。

4 △は、貸借対照表の作成はしているが、公開されていない法人を表示している。

5 「会計基準」欄は、法人が採用している次の会計基準を表示している。

「企業」:企業会計基準、「特殊法人」:特殊法人等会計処理基準、「公益法人」:公益法人会計基準、

「預金保険機構」:預金保険機構会計規程、「規約等」:法人の内部規程、「中小企業等」:中小企業等協同組合会計基準

図表Ⅱ-2-11 附属明細書に関する作成・公開状況

区分	旧形態	所管府省	法人名	会計基準	作成		公開		
					名称	備付	閲覧	HP	
検査・検定 (6)	特殊法人	総務省	日本消防検定協会	企業	△	財務諸表附属参考資料			△
	認可法人	総務省	危険物保安技術協会	企業					
	特殊法人	経済産業省	高圧ガス保安協会	企業					
	特殊法人	経済産業省	日本電気計器検定所	特殊法人	△	附属明細書			
	認可法人	国土交通省	軽自動車検査協会	企業	△	附属明細書			
	認可法人	国土交通省	日本小型船舶検査機構	企業					
災害防止 (6)	認可法人	厚生労働省	建設業労働災害防止協会	特殊法人					
	認可法人	厚生労働省	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人					
	認可法人	厚生労働省	林業・木材製造業労働災害防止協会	特殊法人					
	認可法人	厚生労働省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人					
	認可法人	厚生労働省	鉱業労働災害防止協会	特殊法人	□	附属明細書	□	△	
	認可法人	厚生労働省	中央労働災害防止協会	企業	□	附属明細書	□	△	
士業団体 (8)	認可法人	金融庁	日本公認会計士協会	公益法人	◎	附属明細書	◎	◎	
	認可法人	総務省	日本行政書士会連合会	公益法人	△	財務諸表の注記			△
	認可法人	法務省	日本司法書士会連合会	公益法人	△	財務諸表の注記			
	認可法人	法務省	日本土地家屋調査士会連合会	公益法人					
	認可法人	財務省	日本税理士会連合会	公益法人	◎	附属明細書	◎	◎	△
	認可法人	厚生労働省	全国社会保険労務士会連合会	公益法人					
	認可法人	経済産業省	日本弁理士会	公益法人	△	財務諸表の注記			△
-	国土交通省	日本水先人会連合会	公益法人	□	附属明細書	△	△		
年金・保険・共済 (5)	特殊法人	総務省	消防団員等公務災害補償等共済基金	企業、特殊法人	□	附属明細書			
	認可法人	厚生労働省	企業年金連合会	企業	○	附属明細書	○	○	
	認可法人	厚生労働省	石炭鉱業年金基金	企業	□	財産目録内訳表	△	△	
	認可法人	農林水産省	漁船保険中央会	企業、その他	□	附属明細書	□	□	△
	認可法人	農林水産省	全国漁業共済組合連合会	企業	□	附属明細書	□	□	△
事業者団体 (5)	認可法人	農林水産省	全国農業会議所	企業	□	附属明細書			△
	認可法人	農林水産省	全国農業協同組合中央会	公益法人	△	財務諸表に対する注記	◎	◎	
	認可法人	経済産業省	日本商工会議所	公益法人	△	計算書類に対する注記			△
	認可法人	経済産業省	全国商工会連合会	公益法人	◎	附属明細書	◎	◎	
	認可法人	経済産業省	全国中小企業団体中央会	企業					
その他 (3)	認可法人	警察庁	自動車安全運転センター	企業	△	附属明細書			
	特殊法人	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金	企業	◎	附属明細書	◎	◎	△
	認可法人	厚生労働省	中央職業能力開発協会	公益法人、企業					
災害防止 (1)	特別法人	厚生労働省	船員災害防止協会	公益法人	△	注記			△
		国土交通省							
年金・保険・共済 (3)	特別法人	金融庁	生命保険契約者保護機構	預金保険機構	◎	附属明細書	◎	◎	
	特別法人	厚生労働省	健康保険組合連合会	規約等					
	特別法人	厚生労働省	国民年金基金連合会	省令	△	決算附属資料	△	△	
事業者団体 (6)	特別法人	金融庁	日本証券業協会	公益法人	△	財務諸表に対する注記			△
	特別法人	金融庁	日本貸金業協会	公益法人	□	附属明細書			△
	特別法人	農林水産省	全国土地改良事業団体連合会	公益法人	□	附属明細書	△	△	
	特別法人	農林水産省	全国食肉業務用卸協同組合連合会	企業					
	特別法人	農林水産省	日本商品先物取引協会	公益法人	□	財務諸表に対する注記			△
	特別法人	経済産業省	全国石油商業組合連合会	中小企業等					
その他 (2)	特別法人	金融庁	損害保険料率算出機構	公益法人、企業					
	特別法人	経済産業省	原子力発電環境整備機構	特殊法人	△	附属明細書	△	△	△
附属明細書を作成・公開している法人数					30		16	17	13
							25		

(注)1 当省の調査結果による。

- 財務諸表の注記等をもって附属明細書に代えている法人を含む。
- ◎は、法律上の規定に基づき、作成・公開している法人を表示している。
- は、政令・省令の規定に基づき、作成・公開している法人を表示している。
- は、経理規程等に基づき、作成・公開している法人を表示している。
- △は、法令等の規定はないが、任意に作成・公開している法人を表示している。
- 公開欄の法人数の下段は、何かしらの方法で公開している法人数(重複している法人数を除く。)を表示している。
- 「会計基準」欄は、法人が採用している次の会計基準を表示している。

「企業」: 企業会計基準、「特殊法人」: 特殊法人等会計処理基準、「公益法人」: 公益法人会計基準、「預金保険機構」: 預金保険機構会計規程、「規約等」: 法人の内部規程、「中小企業等」: 中小企業等協同組合会計基準

図表Ⅱ-2-12 事業報告書等に関する作成のルール

区分	旧形態	所管府省	法人名	会計基準	作成(ルール)			
					事業報告書	貸借対照表	損益計算書・(収支計算書) 正味財産増減計算書	附属明細書
検査・検定 (6)	特殊法人	総務省	日本消防検定協会	企業	◎	◎	◎(△)	
	認可法人	総務省	危険物保安技術協会	企業	◎	◎	◎(△)	
	特殊法人	経済産業省	高圧ガス保安協会	企業	△	◎	◎(△)	
	特殊法人	経済産業省	日本電気計器検定所	特殊法人	△	◎	◎(△)	
	認可法人	国土交通省	軽自動車検査協会	企業		◎	◎(△)	
	認可法人	国土交通省	日本小型船舶検査機構	企業	◎	◎	◎(△)	
災害防止 (6)	認可法人	厚生労働省	建設業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□	
	認可法人	厚生労働省	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□	
	認可法人	厚生労働省	林業・木材製造業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□	
	認可法人	厚生労働省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□	
	認可法人	厚生労働省	鉱業労働災害防止協会	特殊法人	◎	◎	□	
	認可法人	厚生労働省	中央労働災害防止協会	企業	◎	◎	□	□
士業団体 (8)	認可法人	金融庁	日本公認会計士協会	公益法人	◎	◎	(◎)	◎
	認可法人	総務省	日本行政書士会連合会	公益法人	□	□	(□)	-
	認可法人	法務省	日本司法書士会連合会	公益法人	□	□	(□)	-
	認可法人	法務省	日本土地家屋調査士会連合会	公益法人				
	認可法人	財務省	日本税理士会連合会	公益法人	◎	◎	□	◎
	認可法人	厚生労働省	全国社会保険労務士会連合会	公益法人	◎	◎	□	◎
	認可法人	経済産業省	日本弁理士会	公益法人		□	□	-
	-	国土交通省	日本水先人会連合会	公益法人	◎	◎	◎	□
年金・保険・共済 (5)	特殊法人	総務省	消防団員等公務災害補償等共済基金	企業、特殊法人	◎	○	○	□
	認可法人	厚生労働省	企業年金連合会	企業	◎	○	○	○
	認可法人	厚生労働省	石炭鉱業年金基金	企業	◎	◎	◎	□
	認可法人	農林水産省	漁船保険中央会	企業、その他	◎	◎	◎	□
	認可法人	農林水産省	全国漁業共済組合連合会	企業	◎	◎	◎	□
事業者団体 (5)	認可法人	農林水産省	全国農業会議所	企業	◎	□	(□)	□
	認可法人	農林水産省	全国農業協同組合中央会	公益法人	◎	◎	◎	-
	認可法人	経済産業省	日本商工会議所	公益法人	◎	◎	(◎)	-
	認可法人	経済産業省	全国商工会連合会	公益法人	◎	◎	(◎)	◎
	認可法人	経済産業省	全国中小企業団体中央会	企業	◎	◎	◎	
その他 (3)	認可法人	警察庁	自動車安全運転センター	企業	△	◎	◎(△)	
	特殊法人	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金	企業	◎	◎	◎(△)	◎
	認可法人	厚生労働省	中央職業能力開発協会	公益法人、企業	◎	◎	(◎)	
災害防止 (1)	特別法人	厚生労働省						
		国土交通省	船員災害防止協会	公益法人	◎	◎	(◎)	-
年金・保険・共済 (3)	特別法人	金融庁	生命保険契約者保護機構	預金保険機構	◎	◎	◎(△)	◎
	特別法人	厚生労働省	健康保険組合連合会	規約等	○			
	特別法人	厚生労働省	国民年金基金連合会	省令	○	○	○	
事業者団体 (6)	特別法人	金融庁	日本証券業協会	公益法人	◎	□	(◎)	-
	特別法人	金融庁	日本貸金業協会	公益法人	◎	□	(◎)	□
	特別法人	農林水産省	全国土地改良事業団体連合会	公益法人	◎	□	□	□
	特別法人	農林水産省	全国食肉業務用卸協同組合連合会	企業	◎	◎	◎	□
	特別法人	農林水産省	日本商品先物取引協会	公益法人	◎	□	(◎)	-
	特別法人	経済産業省						
その他 (2)	特別法人	金融庁	全国石油商業組合連合会	中小企業等	◎	◎	◎	
	特別法人	金融庁	損害保険料率算出機構	公益法人、企業		□	□	
	特別法人	経済産業省	原子力発電環境整備機構	特殊法人	◎	◎	◎(△)	
作成のルールがある法人数					41	43	43	17

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の記号については、◎:法律 ○:政令 △:府令・省令 □:定款、会計規程等を意味している。

3 収支計算書については、()で表示している。

4 財務諸表の注記等をもって附属明細書に代えている法人については、「-」で表示している。

5 「会計基準」欄は、法人が採用している次の会計基準を表示している。

「企業」:企業会計基準、「特殊法人」:特殊法人等会計処理基準、「公益法人」:公益法人会計基準、「預金保険機構」:預金保険機構会計規程、

「規約等」:法人の内部規程、「中小企業等」:中小企業等協同組合会計基準

図表Ⅱ-2-13 事業報告書等に関する公開のルール

区分	旧形態	所管府省	法人名	会計基準	公開(ルール)			
					事業報告書	貸借対照表	損益計算書・(収支計算書・ 正味財産増減計算書)	附属明細書
検査・検定 (6)	特殊法人	総務省	日本消防検定協会	企業	□開限	□開限	□開限	
	認可法人	総務省	危険物保安技術協会	企業				
	特殊法人	経済産業省	高圧ガス保安協会	企業	公	公	公	
	特殊法人	経済産業省	日本電気計器検定所	特殊法人	□備開5	□備開5	□備開5	
	認可法人	国土交通省	軽自動車検査協会	企業				
災害防止 (6)	認可法人	国土交通省	日本小型船舶検査機構	企業				
	認可法人	厚生労働省	建設業労働災害防止協会	特殊法人				
	認可法人	厚生労働省	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	□備	□備	□備	
	認可法人	厚生労働省	林業・木材製造業労働災害防止協会	特殊法人	□備開5	□備開5	□備開5	
	認可法人	厚生労働省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	特殊法人	□備	□備	□備	
士業団体 (8)	認可法人	厚生労働省	鉱業労働災害防止協会	特殊法人	□備5	□備5	□備5	□備5
	認可法人	厚生労働省	中央労働災害防止協会	企業	□備5	□備5	□備5	□備5
	認可法人	金融庁	日本公認会計士協会	公益法人	備開5	備開公5	(備開公5)	備開5
	認可法人	総務省	日本行政書士会連合会	公益法人				-
	認可法人	法務省	日本司法書士会連合会	公益法人		□開限	□開限	-
	認可法人	法務省	日本土地家屋調査士会連合会	公益法人				
	認可法人	財務省	日本税理士会連合会	公益法人	備開5	備開公5	備開公5	備開5
年金・保険・共済 (5)	認可法人	厚生労働省	全国社会保険労務士会連合会	公益法人	備開5	備開5	(備開5)	備開5
	認可法人	経済産業省	日本弁理士会	公益法人		□備公		-
	-	国土交通省	日本水先人会連合会	公益法人	備開5	備開5	備開5	
	特殊法人	総務省	消防団員等公務災害補償等共済基金	企業、特殊法人	公備	公備	公備	
	認可法人	厚生労働省	企業年金連合会	企業	備開5	備開公5	備開公5	備開
	認可法人	厚生労働省	石炭鉱業年金基金	企業	□備開5	□備開5	□備開5	
事業者団体 (5)	認可法人	農林水産省	漁船保険中央会	企業、その他	備開5限	備開5限	備開5限	備開5限
	認可法人	農林水産省	全国漁業共済組合連合会	企業	備開限	備開限	備開限	備開限
	認可法人	農林水産省	全国農業会議所	企業				
	認可法人	農林水産省	全国農業協同組合中央会	公益法人	開限	開限	開限	-
その他 (3)	認可法人	経済産業省	日本商工会議所	公益法人	□備開5	□備開5	(□備開5)	-
	認可法人	経済産業省	全国商工会連合会	公益法人	備開5	公備開5	(公備開5)	備開5
	認可法人	経済産業省	全国中小企業団体中央会	企業	備開5限	備開5限	備開5限	
災害防止 (1)	特別法人	警察庁	自動車安全運転センター	企業				
	特別法人	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金	企業	公備開5	公備開5	公備開5	備開5
年金・保険・共済 (3)	認可法人	厚生労働省	中央職業能力開発協会	公益法人、企業				
	特別法人	厚生労働省	船員災害防止協会	公益法人	備	備	(備)	-
	特別法人	国土交通省						
事業者団体 (6)	特別法人	金融庁	生命保険契約者保護機構	預金保険機構	備開10	備開公10	備開公10	備開10
	特別法人	厚生労働省	健康保険組合連合会	規約等	備開限			
	特別法人	厚生労働省	国民年金基金連合会	省令	備開限	備開限	備開限	
	特別法人	金融庁	日本証券業協会	公益法人				-
	特別法人	金融庁	日本貸金業協会	公益法人	□備開5	□備開5	(□備開5)	
	特別法人	農林水産省	全国土地改良事業団体連合会	公益法人	□備開5	□備開5	□備開5	
	特別法人	農林水産省	全国食肉業務用卸協同組合連合会	企業	備開5限	備開5限	備開5限	
その他 (2)	特別法人	農林水産省	日本商品先物取引協会	公益法人	□備	□備	□備	-
	特別法人	経済産業省	日本商品先物取引協会	公益法人	□備	□備	□備	-
その他 (2)	特別法人	経済産業省	全国石油商業組合連合会	中小企業等	備開限5	備開限5	備開限5	
	特別法人	金融庁	損害保険料率算出機構	公益法人、企業				
	特別法人	経済産業省	原子力発電環境整備機構	特殊法人	備□公1	備□公1	備□公1	
公開のルールがある法人数					32	33	32	11

(注)1 当省の調査結果による。

2 法令で規定されている場合は無表示とし、定款・会計規程等で規定されている場合のみ、□で表示している。

3 「公」:官報公示等、「備」:備付け、「開」:開覧を意味している。

4 収支計算書については、()で表示している。

5 備付け、公開等の期間が規定されていない場合は無表示とし、規定されている場合のみ、当該期間を算用数字で表示している。

6 開覧対象者が限定されていない場合は無表示とし、限定されている場合のみ、「限」と表示している。

7 財務諸表の注記等をもって附属明細書に代えている法人については、「-」で表示している。

8 「会計基準」欄は、法人が採用している次の会計基準を表示している。

「企業」:企業会計基準、「特殊法人」:特殊法人等会計処理基準、「公益法人」:公益法人会計基準、「預金保険機構」:預金保険機構会計規程、

「規約等」:法人の内部規程、「中小企業等」:中小企業等協同組合会計基準

図表Ⅱ－２－１４ 附属明細書の公開に関する法令上の規定内容

法人名	法令名	内容（抜粋）
日本公認会計士協会	公認会計士法第46条の11の2	協会は、毎事業年度、第46条の6に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、貸借対照表、収支計算書、 <u>附属明細書、事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き</u> 、内閣府令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない。</u>
日本税理士会連合会	税理士法第49条の18	日本税理士会連合会は、毎事業年度、第49条の15の規定において準用する第49条の8第3項に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び <u>附属明細書並びに会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き</u> 、財務省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない。</u>
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法第25条の48	連合会は、毎事業年度、総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び <u>附属明細書並びに会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き</u> 、厚生労働省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない。</u>
企業年金連合会	厚生年金基金令第52条の7第2項	連合会は、前項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び <u>附属明細書並びに同項の業務報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き</u> 、厚生労働省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない。</u>
全国商工会連合会	商工会法第57条第5項	全国連合会は、第2項の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び収支決算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録及び <u>附属明細書並びに同項の監事の意見書を、各事務所に備えて置き</u> 、経済産業省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない。</u>
社会保険診療報酬支払基金	高齢者の医療の確保に関する法律第145条第3項	支払基金は、第1項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び <u>附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き</u> 、厚生労働省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない。</u>
生命保険契約者保護機構	保険業法第265条の39第3項	機構は、第1項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表等、 <u>附属明細書及び前項の監事の意見書を、各事務所に備え置き</u> 、内閣府令・財務省令で定める期間、 <u>一般の閲覧に供しなければならない。</u>

(注) 下線は、当省が付した。

図表Ⅱ－２－15 附属明細書の内容に関する法令上の規定内容

法人名	法令名	内容 (抜粋)
全国社会保険 労務士会連合 会	社会保険労務士 法施行規則第 31 条	<p>法第 25 条の 48 の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 主な資産及び負債に関する事項</p> <p>イ 長期借入金の明細（借入先及び借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ロ 債券の明細（銘柄及び銘柄ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ハ 引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ニ 現金及び預金、未収収益、未収金その他の主な資産の明細</p> <p>ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細</p> <p>二 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</p> <p>三 主な収益及び費用に関する事項</p> <p>イ 補助金等の明細（当該事業年度に交付を受けた補助金等の名称、補助金等に係る国の会計区分並びに補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係についての説明を記載すること。）</p> <p>ロ 連合会の役員及び職員の給与費の明細</p> <p>ハ その他連合会の主な収益及び費用の明細</p>
企業年金連合 会	厚生年金基金規 則第 72 条の 8	<p>令第 52 条の 7 第 2 項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 連合会に対する国の出資に関する事項</p> <p>二 次に掲げる主な資産及び負債の明細</p> <p>イ 年金給付等積立金の額（責任準備金の額との比較を含む。）</p> <p>ロ 支払保証経理に係る資産</p> <p>ハ 支払備金に係る資産</p> <p>ニ イからハマまでに掲げるもののほか、主な資産及び負債の明細（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</p> <p>四 子会社及び関連会社（以下この条において「関連会社等」という。）の株式であつて連合会が保有するものの明細（関連会社等の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）</p> <p>五 前号に掲げるもののほか、連合会が行う出資に係る出資金の明細</p> <p>六 関連会社等に対する債権及び債務の明細</p> <p>七 次に掲げる主な費用及び収益の明細</p> <p>イ 国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）</p> <p>ロ 役員及び職員の給与費の明細</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細（関連一般社団法人等に対し基本財産への出えんその他の出えんを行つているときは、当該法人ごとの出えん額を含む。）</p>
全国商工会連 合会	商工会法施行規 則第 9 条の 4	<p>法第 57 条第 6 項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 主な資産及び負債に関する事項</p> <p>イ 長期借入金の明細（借入先及び借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ロ 債券の明細（銘柄及び銘柄ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ハ 引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>ニ 現金及び預金、未収収益、未収金その他の主な資産の明細</p> <p>ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細</p> <p>二 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</p> <p>三 主な収益及び費用に関する事項</p> <p>イ 補助金等の明細（当該事業年度に交付を受けた補助金等の名称、国の会</p>

		<p>計区分並びに補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係についての説明を記載すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ロ 役員及び職員の給与費の明細 ハ その他連合会の主な収益及び費用の明細
<p>社会保険診療報酬支払基金</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令第17条</p>	<p>法第145条第3項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる主な資産及び負債の明細 <ul style="list-style-type: none"> イ 長期借入金の明細（借入先（財政投融资資金による借入れの有無を含む。）並びに借入先ごとの事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。） ロ 引当金及び準備金の明細（引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。） ハ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細 ニ 支払基金が議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下この条において「子会社」という。支払基金及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社も、子会社とみなす。）及び支払基金（支払基金が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、支払基金が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この条において「関連会社」という。）の株式であって支払基金が保有するもの（高齢者医療制度関係特別会計において計上されるものに限る。）の明細（子会社及び関連会社の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。） ホ ニに掲げるもののほか、支払基金が行う出資に係る出資金（高齢者医療制度関係特別会計において計上されるものに限る。）の明細 ヘ 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細 ト イからへまでに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細 <p>二 次に掲げる主な費用及び収益の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。） ロ 役員及び職員の給与費の明細 ハ 関連一般社団法人等に対し基本財産への出えんその他の出えんを行っているときは、当該関連一般社団法人等ごとの出えん額 ニ イからハまでに掲げるもののほか、高齢者医療制度関係業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細

図表Ⅱ-2-16 各会計基準における附属明細書の内容等 各会計基準における附属明細書の内容

<p>1 企業会計における附属明細書の内容 会社計算規則（平成18年法務省令第18号）（抜粋）</p> <p>第三編 計算関係書類 第6章 附属明細書</p> <p>第117条 各事業年度に係る株式会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項（公開会社以外の株式会社にあつては、第一号から第三号に掲げる事項）のほか、株式会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>一 有形固定資産及び無形固定資産の明細 二 引当金の明細 三 販売費及び一般管理費の明細 四 第112条第1項ただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項</p>
<p>2 公益法人会計基準における附属明細書の内容 「公益法人会計基準について」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）（抜粋）</p> <p>第6 附属明細書</p> <p>1 附属明細書の内容 附属明細書は、当該事業年度における貸借対照表及び正味財産増減計算書に係る事項を表示するものとする。</p> <p>2 附属明細書の構成 附属明細書は、次に掲げる事項の他、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>（1）基本財産及び特定資産の明細 （2）引当金の明細</p> <p>なお、財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができる。</p>
<p>3 特殊法人等会計処理基準における附属明細書の内容 「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月（平成19年11月19日改訂）財政制度審議会 公企業会計小委員会）（抜粋）</p> <p>第7 附属明細書 法人は、損益計算書及び貸借対照表の内容を補足説明するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成するものとする。</p> <p>① 出資者及び出資額の明細 ② 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細 ③ 国庫補助金等の明細 ④ 主な費用及び収益の明細等</p>

特殊法人等会計処理基準における附属明細書の公表

特殊法人等会計処理基準（昭和62年10月（平成19年11月19日改訂））（抜粋）

第9 公開

法人は、財政状態、経営成績及び事業活動の状況について広く国民一般に公開するため、できる限り早期に、財務諸表、附属明細書及び事業報告書を主要な事務所に備え付け、又は損益計算書及び貸借対照表若しくはこれらの要旨を官報等に掲載する方法により公表するものとする。

公益社団法人及び公益財団法人における附属明細書の閲覧

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（抜粋）

第二章 公益法人の認定等

第二節 公益法人の事業活動等

第三款 公益法人の計算等の特則

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第21条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2 公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）

三 第5条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 第1項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。

4 何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第1項に規定する書類、第2項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財団法人法第129条第1項（一般社団・財団法人法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

5 前項の規定にかかわらず、公益法人は、役員等名簿又は社員名簿について当該公益法人の社員又は評議員以外の者から同項の請求があつた場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

6 財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、その従たる事務所における第4項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをしてしている公益法人についての第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「その主たる事務所に、その写しをその従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」と、第2項中「その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。

（注）下線は、当省が付した。

(参考)

一般社団法人及び一般財団法人における附属明細書の閲覧

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（抜粋）

第 2 章 一般社団法人

第四節 計算

第三款 計算書類等

（計算書類等の作成及び保存）

第 123 条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 一般社団法人は、計算書類を作成した時から 10 年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

（貸借対照表等の公告）

第 128 条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般社団法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 331 条第 1 項第一号又は第二号に掲げる方法である一般社団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 前項の一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

（計算書類等の備置き及び閲覧等）

第 129 条 一般社団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第 124 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人にあつては、二週間）前の日（第 58 条第 1 項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から 5 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 一般社団法人は、計算書類等の写しを、定時社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人にあつては、二週間）前の日（第 58 条第 1 項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から 3 年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

3 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該一般社団法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて一般社団法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第 3 章 一般財団法人

第三節 計算

第 199 条 前章第四節（第 121 条第 1 項後段及び第 2 項並びに第 126 条第 1 項第一号、第二号及び第四号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。（以下略）

（注）下線は、当省が付した。